

大学博物館等協議会会則申し合わせ事項

平成 10 年 11 月 27 日制定

平成 11 年 3 月 16 日改正

平成 19 年 6 月 8 日改正

1. 大学博物館等協議会会則（以下「会則」という。）第 5 条に規定する役員，第 6 条に規定する役員の選任及び第 7 条に規定する役員の任期については次のとおりとする。
 - (1) 会則第 5 条に定める役員は，第 2 条に定める会員博物館等の館長から選任するものとし，役員が辞職を申し出た場合，博物館等に所属しないこととなった場合又は館長でなくなった場合には，その職を解くものとする。
 - (2) 職を解かれた役員が所属していた博物館等の新館長が，次期協議会までの間，前職を引き継ぐこととする。
 - (3) 役員が任期途中で交替した場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

2. 協議会を欠席する会員は，次の手続きをとることができる。
 - (1) 協議会に関する一切の権限を会長へ委任する旨を記載した委任状を提出することができる。
 - (2) 委任状を提出した会員は，協議会の定足数に加える。ただし，議決にあたっての出席会員数には加えない。

3. 申し出により入会を希望する博物館等以外で会長が必要と認めたものはオブザーバーとして協議会に参加することができる。
オブザーバーは会費を納入しなければならない。

4. 会費額は 1 館につき 1 年 10, 000 円とする。

附則

この申し合わせ事項は，平成 10 年 11 月 27 日から施行する。

附則

この申し合わせ事項は，平成 11 年 3 月 16 日から施行する。

附則

この申し合わせ事項は，平成 19 年 6 月 8 日から施行する。